味の素㈱東海事業所OB会会則

第1条(名称及び所在地)

本会は、「味の素㈱東海事業所OB会」と称し、所在地を味の素労働組合東海支部内とする。

第2条(目的)

本会は、会員の健やかな生活と会員相互の親睦を図ると共に、味の素㈱の発展に協力することを目的とする。

第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1. 会員相互の親睦を図る全体活動。 総会後懇親会、花見等。
- 2. 会員の健康維持、趣味の交流等を推進する同好会活動。 ゴルフ、グラウンドゴルフ、釣り、ハイキング等。
- 3. 会員の弔慰見舞。
- 4. その他、本会の目的に沿う活動。

第4条(構成)

本会は、次の者を会員として構成する。

- 1. 東海事業所を定年退職して入会を希望する者。
- 2. 東海事業所に在職歴があり、他社、他事業所で定年を迎え、入会を希望する者。
- 3. 東海事業所に在職歴があり、定年前に退職した者で入会を希望する者。
- 4. その他、幹事会で入会を認められた者。
- 5. 満88歳〈米寿〉を迎えた者は名誉会員とし、以後も会員と同様の扱いとする。 第5条(入会または退会)

本会に入会または退会を希望する者は幹事会へその旨を連絡し、了承を得るものとする。但し、本人の意志を尊重する。

第6条(役員と任期)

- 1. 本会は、会を運営するため、次の役員を置く。 会長1名、副会長1名、会計1名、幹事2名、顧問1名
- 2. 前項の役員を以って幹事会を構成する。但し、顧問の出席は適時でよいとする。
- 3. 会計監査は会員の中から1名を選任する。
- 4. 役員の任期は2年とし、時期は会計年度と同一とする。

第7条(役員の選出)

本会の役員は、総会で会員の中から互選により選出する。

第8条(総会)

- 1. 本会は、会員相互の親睦と会の運営に関する事項を審議するため総会を開催する。
- 2. 総会は、年次の活動計画と活動報告及び予算と決算報告、その他必要事項に

ついて審議し、議決する。

- 3. 総会は毎年5月に開催し、必要あるときは臨時総会を開催する。
- 4. 総会における決定は、出席者の過半数以上の同意を以って成立する。

第9条(会費)

- 1. 本会を運営するため、会員から年次会費として1000円/人を徴収する。 但し、令和5年度は年次会費を徴収しない。
- 2. 会費の納入は、原則として総会時とする。
- 3. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4. 名誉会員は会費を翌年より免除する。

第10条(弔慰・見舞)

- 1. 会員が亡くなられた時は、ご遺族に供花(2万円相当)を贈る。
- 2. 会員が災害を受けた場合の見舞等の対応については、幹事会でその都度協議して決める。
- 3. 本条各項とも返礼はなしとする。

第11条(幹事会)

- 1. 幹事会は、会長が必要に応じて召集し、開催する。
- 2. 幹事会は、年間活動計画と予算を作成し、年度末にその結果と決算をまとめ総会で承認を得る。
- 3. 会則に定めのない事項が生じた場合は、幹事会で協議して取り扱いを決める。 第12条(付則)

本会則は、令和5年5月24日より実施する。

改訂履歷 平成16年4月1日 一部改訂

平成18年4月1日 一部改訂

平成19年4月1日 一部改訂

平成20年4月1日 一部改訂

平成24年4月1日 一部改訂

平成28年4月1日 一部改訂

令和2年5月29日 一部改訂

令和4年5月25日 一部改訂